

総務企画常任委員会開催状況

1. 日 時 平成 27 年 9 月 14 日 (月)
午前 9 時 30 分 開会
午前 11 時 10 分 終了
平成 27 年 9 月 24 日 (木)
午前 10 時 17 分 開会
午前 10 時 48 分 終了
平成 27 年 9 月 28 日 (月)
午前 10 時 00 分 開会
午前 10 時 18 分 終了
 2. 場 所 第 2 委員会室
 3. 出席委員 井田秀喜委員長、高野哲郎副委員長、片山瞬次郎委員、出戸清克委員、二木攻委員、宮西健吉委員、宮川吉男委員、橋本米子委員
 4. 欠席委員 なし
 5. 委員会の議題
-

<消防本部>

【予防課】

- ・ 報告事項 消防ふれあいフェアについて

【防災指令課】

- ・ 報告事項 小松空港民間航空機消火救難総合訓練について

<総合政策部>

【経営政策課】

- ・ 議案第 69 号 小松市都市デザインについて
- ・ 報告事項 小松駅周辺におけるレンタカー営業所の出店について

【人事育成課】

- 議案第 65 号 小松職員退職手当条例及び小松市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 報告事項 平成 27 年 9 月実施 小松市職員採用候補者試験の申込み状況について

【広報秘書課】

- ・ 報告事項 平成 27 年度小松市文化賞について

<行政管理部>

【総務課】

- ・ 議案第 64 号 小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例について中関係部分
- ・ 議案第 70 号 字の名称の変更について

【防災安全センター】

- ・ 報告事項 手取川濁水について
- ・ 報告事項 土砂災害の緊急速報メールについて

【管財課】

- ・ 議案第 71 号 工事請負契約について

【飛行場課】

- ・ 議案第67号 小松市学習等供用施設等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第72号 指定管理者の指定について

【税務課】

- ・ 議案第 66 号 小松市税条例の一部を改正する条例について

【納税課】

- ・ 報告事項 Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス開始について

3. 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

4. 委員長報告の要旨

今定例会に付託されました案件は、「議案第 64 号 小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例について」を初めとする議案 8 件であります。

これらの案件につきまして、活発な質疑応答を行い、慎重なる審査を行いました結果、賛成多数をもって、原案どおり可決、また、6 月定例会において、本委員会に付託され、継続審査となっていた「議案第 48 号 未来へつなぐふるさとこまつに恋する条例について」は賛成少数で否決すべきものと決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして、さまざまな意見や要望が出されましたので、その一端について御報告申し上げます。

■はじめに、議案第 69 号 小松市都市デザインについてであります。

これから人口減少時代や北陸新幹線小松開業など社会の大きな変革期を迎えるうえで、都市デザインとして「北陸の際立ったまち『国際都市こまつ』」を掲げ、小松市の都市像、目標、具体的な取り組みを策定するものであります。

委員から、都市デザインというネーミングより、基本構想や都市構想がと言った方が分かりやすいという意見がありました。

また、地方都市において「国際都市」を目指すことは非常に高い目標であり、策定中の Next10 年ビジョンやこまつ創生総合戦略などで、しっかりと取り組んでいくよう求めました。

■次に、議案第 71 号 工事請負契約についてであります。

防災行政無線の第 3 期工事として、デジタル簡易無線中継局及び各世帯への戸別受信機設置を行うもので、落札金額は、9 億 5 千 40 万円であります。

なお、今回、入札に参加した共同企業体は 1 社であり、落札率が高かったことから、今後の入札制度の在り方について、検討するよう求めたものであります。

■次に、報告事項 手取川濁水についてであります。

国の対応として、7 月から始まった、ヘリコプターによる崩壊地の土砂流出を防ぐための浸食防止剤を散布する吹付工は 8 月末に完了したとの報告がありました。引き続き、崩壊地内の浸食しやすい箇所根元に袋詰めした大石を投下する土留工を実施し、今年度の応急対策工事の完了を図っていくとのこととあります。

雨が降ると、山腹からの大量の湧き水により浸食防止剤が流されるなど、大変困難な工事ではありますが、今年度の工事完了後は、学術的な検証も加え、恒久対策に向けて一定の方向性が出されることになっております。

市としては、5月から汚濁防止膜（シルトフェンス）を宮竹用水沈砂池などに設置するとともに、堆積土量の効果について検証してまいりました。

今後、検証結果を踏まえながら関係機関と協議し、適切な対応に努めていくとのことであります。必要な対策を継続していただくとともに、今後も情報提供を求めたものであります。

■次に、議案第 48 号 未来へつなぐふるさとこまつに恋する条例についてであります。

全国植樹祭終了直後に制定することで、植樹祭によって市全体で盛り上がったふるさとへの想い・機運を未来へつないでいきたいとのことで6月議会に上程され、今議会まで継続審査となっております。

継続審査中には、委員会を幾度も開催し、議案を慎重に協議してまいりました。本条例案は、まちづくり条例や行政基本条例など住民自治に基づく自治体の基本原則を定める自治基本条例とは異なる理念条例であることを確認致しました。

委員からは、理念条例は全会一致で可決されることが望ましく、議案を取り下げ、条例ではなく宣言として再提案すべきとの声が多くありました。平成10年6月に宣言され、平成12年9月に条例化された男女共同参画基本条例と同じく、最初は、宣言を行い機運が高まれば後に条例化することが望ましいとの意見がありました。

また、議会だよりに掲載し広く市民からの意見も募り、積極的に聴取を行いました。意見の中には「恋や愛など個人の感情を条例化し、強制的にふるさとに恋しないさいと言うことに違和感がある」や「名称についてはインパクトがあって面白い。是非応援したい」等、賛否両論様々な意見を頂きました。これらの意見を踏まえ、原案に議会の役割の明確化や全国植樹祭を機にふるさとへの想いを鑑み、修正案も作成し引き続き継続審査も検討いたしました。

しかしながら、当委員会といたしましては、議論を尽くし熟慮した結果、趣旨には概ね賛同する事には変わりはないが、条例化には反対であり、宣言にすべきとの結論に至りました。なお、少数意見として、ふるさとを想う条例であり、原案通り可決を求める意見もあったことを申し添えます。

■最後に、議案第 76 号 財産の取得についてであります。

この度、環境省から3分の2の補助を受け、充電による電気走行と、ハイブリッド走行の両走行ができるプラグインハイブリッドバスを73,278,000円で購入するものであります。

このPHVバスは、校外学習活動用バスに利用するのはもちろんのこと、最大の特徴として外部への電力供給機能を有し、災害時における非常用発電として活用できることから、災害体制の強化にも期待を寄せるものであります。

この案件につきまして、終始慎重な審査を行いました結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上

